

子宮頸がん予防等ワクチンの定期接種化と国の財政支援の継続及び拡充を求める意見書

日本の死亡率は先進国の中でも低く、公衆衛生・医療の水準が高いことは明らかであるが、1歳から4歳の子どもの死亡率は最も高く、予防接種の遅れがその原因の一つと言われている。

先進諸国においては、感染症の脅威から子どもを守るため、WHO（世界保健機関）が推奨する予防接種で防ぐことのできる病気のワクチンについて、その多くを定期接種化しており大きな成果を上げている。一方、我が国においては、子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌、B型肝炎、水ぼうそうなど、多くのワクチンが未だ任意接種の位置付けであることから、接種率が低く、毎年多くの子どもたちが感染し、重い後遺症に苦しんだり、命を落とすなど、日本の予防接種政策は世界から大きく遅れをとっているのが実情である。

なお、国の平成22年度補正予算による「ワクチン接種緊急促進事業」により、子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌の3ワクチンについては公費負担による接種が可能となったが、未来を担う子どもたちの大切な命を守る取組みをより確かなものにするためには、予防接種施策をさらに充実させ、予防医療の進展を図っていく必要がある。

よって、国におかれては、希望するすべての子どもたちが安心して接種を受けられるよう、予防接種の意義を国家的視点で捉え、下記の事項を早急に実現されるよう強く要望する。

記

- 1 WHOが推奨する予防接種について、予防接種法に基づく定期接種に位置付けること。
- 2 平成23年度末までとなっている国の助成事業については、上記定期接種化が実現されるまでの間は継続すること。
- 3 希望する全対象者が、所得格差や市町村の財政状況などの影響なく予防接種を受けられるよう、予防接種の財源を全額国費で負担すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月16日

諫 早 市 議 会